

○東京藝術大学における大学間特別研究学生交流協定に基づく
授業料の相互不徴収実施要項

〔平成16年6月11日〕
学 長 裁 定

改正 平成17年6月22日 平成20年4月15日
平成25年10月24日 平成27年5月14日

1 趣旨

大学間の特別研究学生交流協定に基づき、他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受ける者（以下「特別研究学生」という。）に係る授業料を相互に不徴収とすることにより、大学間の交流と協力を促進し、大学院の教育研究の充実に資する。

2 対象となる特別研究学生

本学と公立又は私立の大学との間において締結された大学間特別研究学生交流協定（以下「協定」という。）に基づき、本学の大学院又は研究所等において研究指導を受ける公立又は私立の大学の大学院学生とする。

3 不徴収の内容

授業料とする。

なお、検定料及び入学料については、東京藝術大学特別研究学生規則の定めるところにより徴収しないものとされている。

4 不徴収の基準

授業料を不徴収とするための基準は、次のとおりとする。

- (1) 協定を締結する大学の大学院学生が、相互に当該他の大学院等において研究指導を受けることを認める協定であること。
- (2) 締結する協定又はその付属書において、授業料が相互に不徴収とされていること及び有効期間が記載されていること。

5 報告

- (1) 各学部及び研究科が協定を締結した場合には、速やかに協定書の写しを添えて、学生課に報告するものとする。
- (2) 各学部及び研究科は、授業料を不徴収とした特別研究学生の実績を毎年3月31日までに別紙様式により学生課に報告するものとする。

6 実施時期

この実施要項による取扱いは、平成16年度から実施する。

7 事務処理

このことに係る事務は、学生課で処理する。

附 則

この要項は、平成17年6月22日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成20年4月15日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この要項は、平成27年5月14日から施行し、平成27年5月1日から適用する。

(別紙様式)

東京藝術大学における大学間特別研究学生交流協定に基づく特別研究学生
に対する授業料不徴収報告書 (年度)

研究科等名 _____

協定締結校名				
交換実績	研究科等	研究指導の範囲	期間	人数
(1) 受入				
受入合計				
(2) 派遣				
派遣合計				

(注) 本様式は、協定ごとに作成すること。